

令和7年度

和賀中央農業水利事業

戸田支線用水路他用地測量調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、令和7年度和賀中央農業水利事業戸田支線用水路他用地測量調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号 令和6年3月29日最終改正）別記（I）用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

なお、今後共通仕様書に改正があった場合は、改正後の共通仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

岩手県北上市村崎野2地割地内他（別紙－3 位置図のとおり。）

(2) 調査区域

①地域区分は、耕地とする。

②調査区域面積は、A=3.150ha とする。

(班編制)

第3条 本業務は、用地測量1班以上、用地調査1班以上の編制により行うものとする。

(土地の立入り等)

第4条 本業務のため第三者の土地に立入り又は一時使用する場合は、共通仕様書第43条に定める事項を遵守し関係地権者と十分協調を保ち、トラブルが発生しないよう心掛けなければならない。

(障害物の伐除)

第5条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除した場合の補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第6条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件とする。

また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

(ア) 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地

- 改良事業関係の用地調査等業務に 10 年以上従事した者
- (イ) 土地改良補償業務管理者の資格がない場合
大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者

（低入札価格契約における第三者照査）

第 7 条 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 9 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和 7・8 年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 16 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ

時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対して相当の期間を定めてその修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(保険加入)

第 8 条 受注者は、共通仕様書第 37 条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 測量条件及び貸与資料等

(測量の基準及び精度等)

第 9 条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- (1) 測量の基準は、世界測地系に基づく平面直角座標系（公共座標）による。
- (2) 測量及び面積測定の精度区分は、甲 3 による。
- (3) 縮尺は、1/500 とする。

(貸与資料等)

第 10 条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
平成 31 年度 長根・後藤送水路他用地測量業務報告書	1 式	
平成 31 年度 村崎野・戸田送水路用地測量調査業務報告書	1 式	
令和 2 年度 猿田支線用水路他用地測量調査業務報告書	1 式	
令和 3 年度 村崎野支線用水路他用地測量業務報告書	1 式	
令和 4 年度 下堰幹線用水路系統用地測量調査業務報告書	1 式	
令和 5 年度 支線用水路他用地測量調査業務報告書	1 式	
令和 6 年度 長沼支線用水路他用地測量調査業務報告書	1 式	

令和4年度 和賀中央地区管理図等作成業務報告書	1式	
令和5年度 支線用水路測量業務報告書	1式	
令和6年度 支線用水路他設計業務報告書	1式	
その他必要な資料	1式	

- 2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

(業務の成果品確保対策)

第11条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の測量調査方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督職員(主催)、監督員等が、測量調査方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図る。

イ) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議である。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①測量調査条件・前提条件
- ②作業計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④測量調査変更内容
- ⑤その他

ロ) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ業務変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督職員(主催)、監督員等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、測量調査条件や留意点、関連事業の情報、測量調査方針の明確化等、情報共有を図る。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、検証・照査済一覧表については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 会議費等経費

「業務確認会議」に必要な経費については、現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については、現行歩掛での現地調査経費に含まれている。

「照査の確実な実施(最終打合せ)」の照査技術者自身による報告に必要な経費は、最終打合せ経費に含まれている。

(5) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する

「工事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(6) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第12条 本業務の作業項目及び数量は、「別紙－1 作業項目及び数量」のとおりである。

(指示事項)

第13条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

- (1) 地図の転写及び転写連続図の作成
図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (2) 土地の登記記録の調査
土地に関する所有権以外の権利の登記がある場合その他必要に応じて登記事項証明書を提出するものとする。
- (3) 権利者の確認調査（当初）
登記名義人が死亡している場合その他必要に応じて戸籍謄本等を提出するものとする。
- (4) 公共用地管理者との打合せ
公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。
- (5) 依頼書の作成
公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。
- (6) 協議書の作成
境界確定作業完了後において境界確定図に押印を求めるときの必要書類を作成する。
- (7) 境界の確認
 - ①立会い通知は、立会日の1週間前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。
 - ②杭の材料は木杭又はプラスチック杭とし、規格は4.5cm×4.5cm×45cm、赤色のペイントで着色する。
 - ③境界確認に伴う立会人の日当は、受注者の負担とする。
- (8) 復元測量
杭の材料は木杭又はプラスチック杭とし、規格は4.5cm×4.5cm×45cm、赤色のペイントで着色する。
- (9) 用地境界仮杭の設置
 - ①工事平面図等に基づき仮設用地等土地使用する用地について、用地境界仮杭を設置する。
 - ②杭の材料はプラスチック杭とし、規格は7.0cm×7.0cm×60cmとする。
 - ③仮設用地等土地使用する用地は黄色のペイントで着色する。
なお、杭には油性マジックで点番号等を記すものとする。
- (10) 用地境界杭の設置（根固め含む）
 - ①コンクリート杭については、使用前に関係書類を監督職員に提出し承諾を得なければならない。なお、提出する関係書類については、別途監督職員の指示によるものとする。
 - ②根固めの材料費については計上していないが、契約後、現場状況等を考慮した上で根固めが必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。
 - ③JR北上線を横断している施設用地の境界杭設置については、JRと発注者が近接施工協議等関連協議後、設置作業を行うこととする。
なお、用地境界杭設置作業の際にはJR有資格者の工事管理者1名と列車見張員1名を配置するものとする。但し、有資格者等の検討がつかない場合は、監督職員と協議するものとする。

- (11) 面積計算
仮設用地等土地使用する用地について面積計算を行うものとする。
- (12) 用地実測図の作成
図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (13) 用地平面図等の作成
 - ①用地平面図を基に土地使用図及び境界点番号図を作成する。
 - ②上記①で作成した土地使用図に面積計算の結果を求積表として記載する。
 - ③図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (14) 土地調書の作成
仮設用地等土地使用地について、所有者ごとに土地調書を作成する。
- (15) 補償契約等で必要となる資料の提出について
令和7年度工事に伴う補償契約等で必要な土地使用図については令和7年6月30日までに提出するものとする。
- (16) 仮設用地の測量及び地盤変動影響調査に伴う事後調査について
 - ①戸田支線用水路、大防支線用水路及び長沼支線用水路の仮設用地に伴う用地測量については、契約後、監督職員と協議し、契約変更の対象とする場合がある。
 - ②地盤変動影響調査に伴う事後調査については、契約後、事前調査を行った建物等の所有者から申し出があった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする場合がある。
 - ③その他変更がある場合は、変更対象とする場合がある。

第4章 成 果 物

(成果物等)

- 第14条 提出する成果物及び提出部数等は、「別紙ー2 成果物一覧表」のとおりである。
2 成果物の提出先は、東北農政局和賀中央農業水利事業所とする。

第5章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

- 第15条 共通仕様書第12条に基づく業務実績データの登録機関は、AGRIS センター（関東農政局土地改良技術事務所）とする。

第6章 そ の 他

(管理技術者及び打合せ)

- 第16条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局和賀中央農業水利事業所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、署名するものとする。
- なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。
- 2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとする。なお、業務に着手するとき及び成果物とりまとめの段階には管理技術者が出席するものとする。

る。また、打合せの場所は、東北農政局和賀中央農業水利事業所とする。

- (1) 業務に着手するとき
- (2) 業務の中間
- (3) 成果物とりまとめの段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 41 条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

(疑 義)

第 17 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

作業項目及び数量

作 業 項 目	単位	数 量										備 考
		計	戸田 支線 用水路	大防 支線 用水路	猿田 支線 用水路	村崎野 支線 用水路	猿田 幹線 用水路	鉄道南 送水路	中央 幹線 放水路	上堰 幹線 用水路	下堰 幹線 用水路	
【用地測量業務】												
作業計画	業務	1										1業務で1計上
現地踏査	業務	1										1業務で1計上 耕地
地図の転写	ha	3.150	3.150									耕地
転写連続図作成	ha	3.150	3.150									
土地の登記記録調査	ha	3.150	3.150									耕地
権利者の確認調査(当初)	ha	3.150	3.150									耕地
公共用地管理者との打合せ	業務	1										1業務で1計上
依頼書の作成	km	1.533		1.533								
協議書の作成	km	1.533		1.533								
境界の確認	ha	1.763		1.763								耕地
土地境界確認書の作成	ha	1.763		1.763								耕地
復元測量	ha	1.763		1.763								耕地
用地境界仮杭の設置	ha	0.089			0.010	0.045	0.034					耕地
用地境界杭の設置	本	2								2		
用地境界杭の設置 ※資材提供	本	4							4			
用地境界杭の設置(根固め含む) ※資材提供	本	3						3				
境界点間測量	ha	1.852		1.763	0.010	0.045	0.034					耕地
面積計算	ha	0.089			0.010	0.045	0.034					耕地
用地実測図の作成	ha	1.763		1.763								1/500
用地平面図等の作成	ha	0.089			0.010	0.045	0.034					1/500
土地調書の作成	ha	0.089			0.010	0.045	0.034					耕地
立会人経費	人	52		52								
【用地調査業務】												
作業計画の策定	業務	1										1業務で1計上
現地踏査(建物等の調査)	業務	1										1業務で1計上
付帯工作物の調査算定(住宅敷地B) 工場等の敷地以外の場合 再算定、再調査	戸	1			1							
現地踏査(地盤変動影響調査等)	業務	1										1業務で1計上
事前調査(木造建物C) 70㎡未満 内部の調査を行う場合	棟	1			1							
事前調査(木造建物C) 130～200㎡未満 内部の調査を行う場合	棟	1			1							
事後調査(木造建物A) 130～200㎡未満 建物内部の調査を行う場合	棟	1									1	
事後調査(木造建物A) 200～300㎡未満 建物内部の調査を行う場合	棟	1									1	
事後調査(木造建物C) 70㎡未満 建物内部の調査を行う場合	棟	1									1	
事後調査(非木造ハ) 200㎡未満 建物内部の調査を行う場合	棟	1									1	
立会人経費	人	4			2						2	

成果物一覧表

施設名	成果物		数量	装丁等	備考
戸田支線用水路	地図の転写図	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
		原 図	1部	図面ファイル	
	転写連続図	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
		原 図	1部	図面ファイル	
	土地の登記記録調査表	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
	権利者調査表	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
大防支線用水路	公共用地境界確定図書等	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
	土地境界確認書	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
	用地実測図	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
原 図		1部	図面ファイル		
村崎野支線用水路 猿田幹線用水路	用地平面図等 ・境界点番号図 ・土地使用図	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
		原 図	1部	図面ファイル	
	土地調書	電子データ	正副2部	CD－R等	
書 面		1部	綴じ込み		
鉄道南送水路 中央幹線放水路 上堰幹線用水路	用地境界標識設置図	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
	境界杭設置調書	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
猿田支線用水路	用地平面図等 ・境界点番号図 ・土地使用図	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
		原 図	1部	図面ファイル	
	土地調書	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
	建物等配置図	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
	附帯工作物調査書	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
	附帯工作物補償額算定調書	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	2部	綴じ込み	
	物件調書	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
	事前調査書等 ①調査区域位置図 ②調査区域平面図 ③建物等調査一覧表 ④建物等調査書 ⑤損傷調査書 ⑥写真集	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
		写真集	1部	綴じ込み	
下堰幹線用水路	事後調査書等 ①調査区域位置図 ②調査区域平面図 ③建物等調査一覧表 ④建物等調査書 ⑤損傷調査書 ⑥写真集	電子データ	正副2部	CD－R等	
		書 面	1部	綴じ込み	
		写真集	1部	綴じ込み	

注) 成果物の電子データCD-R等は全体で正副2枚とする。

また、書面(写真集含む)及び原図は、原則施設毎で1部とする。

